

# 公益財団法人日本スポーツ協会 財産運用管理規程

## (目的)

第1条 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）の財産運用は定款の定めに基づき、この「財産運用管理規程」（以下「この規程」という。）によるものとする。

## (適用される財産)

第2条 この規程が適用される財産は、本会の保有する財産のうち不動産、無体財産権並びに寄付者の意思若しくは理事会の決議により財産保有形態が指定されている財産を除く本会の裁量により効率的に運用すべき財産をいう。

## (財産運用の基本原則)

第3条 本会の財産運用について、運用に関わる全ての役職員は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、本会のために定款及び法令に従い、忠実に職務を執行し、資産価値の維持を図るとともに、適正な運用に努めなければならない。

## (財産区分と運用方針)

第4条 この規程が適用される財産運用は、下記各号の財産区分並びに運用方針により行うものとする。

- (1) 定款第11条第2項により理事会が基本財産とした財産  
基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するように努めるものとする。
- (2) その他の財産  
財産の積み立て目的、運用可能期間等その財産の特性を勘案し、適正な運用に努めるものとする。

## (財産運用の対象)

第5条 前条第1号及び第2号に規定する財産の運用対象は、次のとおりとする。ただし、償還時に元本が確保されるものでなければならない。

- (1) 円建て預貯金(信用金庫への出資金を含む)
- (2) 国債、地方債、政府保証債
- (3) 特別の法律により法人の発行する債券(財投機関債、金融債等)
- (4) 事業債(普通社債、劣後債等)
- (5) 「資産の流動化に関する法律」(平成二十六年六月二十七日法律第九十一号)に規定する特定社債(基金債等)

(6) 円建て外債（仕組債を含む）

(7) ユーロ円債（仕組債を含む）

2. 前項にかかわらず、理事会が前条の原則に適合すると判断し、承認した場合、前項以外のものを対象に運用することができる。

（債券等の信用格付け）

第6条 前条の運用にあたっては、原則として金融庁の信用格付業者登録機関による格付けを採用する。

なお、運用対象とするものの種類、性質により、金融庁の信用格付業者登録機関の外国法人による格付けを参照する。

2. 前条第1項の債券は、以下の格付けを有しているものとする。

(1) 第4条第1号に定める財産（基本財産）

前項に定める格付機関のうちいずれかがA-(A3)以上と格付けしているものとする。

(2) 第4条第2号に定める財産（その他の財産）

前項に定める格付機関のうちいずれかがA-(A3)以上と格付けしているものとする。ただし、取得から償還まで5年以下のものについては、発行体の経営状況等を十分に考慮した上で、前項に定める格付機関のうちいずれかがBBB+(Baa1)以上と格付けしているものを対象とすることができる。

3. 前項において債券格付けがない場合は、発行体格付けを採用する。また、担保証券や参照銘柄などがある場合は、その格付けによって判断を行う。

（分散投資）

第7条 運用にあたっては、特定の発行体や商品に過度に集中しないよう、分散投資に努めるものとする。

（財産運用の責任者）

第8条 財産運用の責任者は、会長とする。

2. 会長は、理事の中から財産運用執行責任者を任命することができる。

3. 会長は財産運用執行責任者を監督し、適宜報告を求め必要に応じて適切な指示をしなければならない。

（財産運用執行責任者）

第9条 財産運用執行責任者は、翌事業年度における財産運用の計画を予算編成の理事会までに策定し、会長の承認を受けなければならない。

2. 財産運用執行責任者は、財産運用状況及びその結果について把握しなければならない。

3. 財産運用執行責任者は、財産運用の執行補助者として事務局長を財産運用担当者に任命することができる。
4. 財産運用担当者は、第1項に規定する財産運用計画に基づき、財産運用を実行するものとし、事前に財産運用執行責任者に意見を求め、その結果について随時財産運用執行責任者に報告しなければならない。

(運用状況の把握)

第10条 財産運用執行責任者は少なくとも半年に一回、次の点について債券等の運用経過を観察し、状況の把握を行う。

- (1) 全運用資産から生じた利子、分配金、配当金等の合計
- (2) すべての債券等の個別有価証券の時価評価額
- (3) すべての債券等の個別有価証券の信用格付け

(債券等の格付け低下による対策)

第11条 保有する債券等の格下げ等により、第6条第2項に規定する格付け基準に抵触した場合には、財産運用執行責任者はその対策について会長と協議しなければならない。

2. 特に以下のいずれかに該当する場合には、損失の発生・拡大を防ぐよう売却を含めた対応を適宜行うものとする。
  - (1) 第6条第1項に定めるいずれかの格付機関による格付けがBBB-(Baa3)以下となった場合
  - (2) 時価評価額が取得時の80%以下となった場合

(理事会・評議員会への報告)

第12条 理事会は、財産運用の経過及び結果について少なくとも年1回又は必要に応じて会長から報告を受けるものとする。

2. 評議員会は必要と認めた場合、財産運用の経過及び結果について会長から報告を受けるものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。
2. この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
3. この規程は、平成28年11月9日に改定し施行する。
4. この規程は、平成30年4月1日から施行する。